令和6年度における独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の 中小企業者に関する契約方針

> 令和6年6月27日 独立行政法人鉄道建設·運輸施設整備支援機構

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構(以下「当機構」という。)は、 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和41年法律第9 7号)第5条の規定に基づき、中小企業者に関する国等の契約の基本方針(令和6年4月19日閣議決定。以下「基本方針」という。)に即して、令和6年度に おける新規中小企業者をはじめとする中小企業者の受注の機会の増大を図るための方針(以下「本方針」という。)を以下のように定める。

第1 中小企業者の受注の機会の増大の目標に関する事項

1 中小企業・小規模事業者向け契約目標

当機構は、令和6年度における官公需予算総額に占める中小企業・小規模 事業者向け契約の比率が前年度までの目標率を上回るよう努め、32.2%、 (約733億円)になるよう努めるものとする。

2 新規中小企業者向け契約目標

上記の中小企業・小規模事業者向け契約目標のうち、新規中小企業者の契約比率については、前年度までの目標値を上回るよう努め、引き続き0.2%を目指すものとする。また、当該目標については、当機構の官公需予算総額の約9割を占める工事をはじめとする調達分野ごとの特性等を考慮しつつ、少なくとも前年度までの新規中小企業者向け契約実績を上回るよう努めることとする。

なお、公共工事の品質は、建設工事が、目的物が使用されて初めてその品質を確認できること、その品質が工事等の受注者の技術的能力等に負うところが大きいこと等の特性に鑑み、公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号)の趣旨を踏まえ、工事等の経験、施工状況等の評価、技術者の経験その他技術的能力を考慮し、工事の品質の確保に留意するとともに、入札及び契約の透明性、競争の公正性の確保等に配慮し、受注者を選定することで確保されなければならない。

第2 中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる措置に関する事項 当機構は、中小企業・小規模事業者の受注の機会の増大を図るために、基 本方針に即すとともに、次のとおり取り組む。

1 官公需情報の提供の徹底

一般競争入札等(公募型競争入札、公募型プロポーザル及び企画競争入札を含む。以下同じ。)による発注に関連する情報及びそれらに係る落札に関する情報について、ホームページへの掲載により、中小企業・小規模事業者に提供するよう努めるものとし、発注計画の策定が可能なものは、これを積極的に定め、ホームページへの掲載に努めるものとする。

また、物件等(工事及び役務を含む。以下同じ。)の発注を行う際には、 性能、規格等の必要な事項について、仕様書に明記することにより、中小企 業・小規模事業者に対して分かりやすい説明に努めるものとする。

2 官公需に関する相談体制の整備

本社及び各地方機関契約担当課の「官公需相談窓口」において、中小企業・小規模事業者からの官公需相談に適切に応じ、官公需情報、入札に関する参加資格登録などの情報を提供するなど、必要な指導に努めるものとする。

3 総合評価落札方式の適切な活用

総合評価落札方式による競争の際、透明性を確保するために品質・機能の 水準等を明確にした発注仕様書を作成するよう努める。

また、同方式の活用に当たっては、必要に応じて審査項目の設定方法についての検討を行うものとする。

4 分離・分割発注の推進

物件等の発注に当たっては、明らかに中小企業・小規模事業者の参入の余地がないと考えられる案件を除き、価格面、数量面、工程面等からみて分離・分割して発注することが経済合理性・公正性等に反しないかどうかを十分検討したうえで、可能な限り分離・分割発注を行うよう努めるものとする。

なお、商品等を種類毎に分離することや契約期間を一定期間毎に分割すること等の分離・分割発注を行う際に、中小企業庁がまとめている事例を参考として活用する。

5 適正な納期・工期、納入条件等の設定

物件等の発注に当たっては、政府が進める「働き方改革」関連の取組や関係省庁からの要請等に留意しつつ、予算の繰越しや債務負担行為の活用、発注見通しの公表、早期の発注等の取組により発注時期の平準化を図る。特に、

工事の発注に当たっては、上記取組とあわせて、発注見通しの公表等により、施工時期の平準化を図るとともに、平準化の状況についてのモニターを踏まえ、中小企業・小規模事業者が十分対応できるよう配慮するものとする。また、工事の発注における工期等の設定に当たっては、休日日数(土日、祝日、年末年始及び夏期休暇)、降雨日や出水期等の作業不能日数、現場状況を勘案した上で、無理な工程とならないよう十分配慮し、適切に設定することとする。物件の発注に当たっては、納入場所、納入回数をはじめとする納入条件等について、明確なものとするよう努めるものとする。

6 一括調達、共同調達における事例の活用

一括調達、共同調達を行う際に、経済合理性に留意しつつ、適切な品目分類、適切な発送エリア等について、中小企業庁がまとめている事例を参考として活用する。

7 知的財産権の取扱いの明記

物件及び役務の発注に当たっては、発注内容に著作権等の知的財産権が 含まれる場合には、当該知的財産権の取扱いについて書面をもって明確にす るよう努めるものとする。

また、当該知的財産権の財産的価値について十分に留意した契約内容とするように努めるものとする。

8 同一資格等級区分内の者による競争の確保

一括調達又は共同調達による発注を行う場合には、競争参加者の資格の 設定に際し、中小企業・小規模事業者の受注機会の確保に配慮するため、予 定価格に対応する等級の者に加え、下位等級者の参加が可能となるよう弾力 的な運用を図るものとする。

9 調達手続の簡素・合理化

引き続き調達手続における電子的手段の利用に努める。

10 中小企業・小規模事業者の積極活用

小規模事業者の特性を踏まえ、契約内容の履行の観点から、適切な地域要件を設定するとともに、地域への精通度等の評価を行う際、契約内容の履行確保を行う観点から、迅速な対応の可否等を評価項目に加えることが必要である場合には、これを十分考慮するよう努めるものとする。

また、各地方機関における調達について、少額の随意契約による場合には、各地方機関管内の中小企業・小規模事業者を見積先に含めるよう努めるも

のとする。

11 中小建設業者に対する配慮

当機構は、特に、公共工事に関する発注に当たっては、共同企業体による請負の適切な活用の一層の推進等により、中小建設業者に対する受注機会の増大に引き続き努めるものとする。

12 適正な予定価格の作成、ダンピング受注の防止等

需要の状況、原材料費及び人件費(社会保険料(事業主負担分及び労働者 負担分)相当額を適切に含みかつ、最低賃金又は近傍の人件費単価の被用者 が用いられる可能性がある役務の発注については、各都道府県における最 低賃金の改定額(契約期間中に最低賃金額の改定が見込まれる場合には、そ の改定見込額を含む。)についても反映した額)等を踏まえた最新の実勢単 価等を踏まえた積算に基づき、消費税や地方消費税を計上し、適切に予定価 格を作成するものとする。

また、工事及び役務の発注に当たっては、適切なコストの積み上げによる 価格での入札を行って頂くようダンピングの防止の周知に努め、調査基準 価格を下回る入札が行われた場合には、低入札価格調査制度を活用し、入札 価格の内訳書、履行体制、経営の状況の聴取等により入札価格の妥当性について確認するものとする。

13 中小企業・小規模事業者が最低賃金法を順守する義務を履行できるよう 配慮

当機構は、契約後において、清掃、警備、洗濯、庁舎管理、電話交換その他最低賃金又はその近傍の人件費単価の被用者が用いられる可能性のある役務契約について、最低賃金の大幅な改定があった場合には、必要に応じて、最低賃金引き上げ分の円滑な価格転嫁を図るため契約金額を変更するなど、受注者が労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払う義務を履行できるよう配慮するものとする。

14 労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇への対応

① 当機構は、公共工事の発注に当たっては、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について、契約後の状況に応じた必要な契約変更の実施も含め、適切に対応するものとする。

特に、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇時における請負 代金額の変更の的確な実施のため、あらかじめ、当該変更についての条 項を契約に適切に設定するとともに、当該条項の運用基準を策定しておくものとする。

② 当機構は、物件及び役務の契約について、契約の途中で、需給の状況 又は労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格に変化が生じた 場合には、契約金額を変更する必要があるか否かについて検討し、変更 契約の実施も含め、適切に対応するものとする。

また、受注者から労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇に伴う契約金額の変更について申出があった場合にはその可否について迅速かつ適切に協議を行うものとし、その旨の条項をあらかじめ契約に入れるなど、受注者からの申出が円滑に行われるよう配慮するものとする。

- ③ 上記①、②の対応に当たっては、経済財政運営と改革の基本方針20 23(令和5年6月16日閣議決定)において、原材料費やエネルギー コストの適切なコスト増加分の全額転嫁を目指し、取引適正化を推進す ることとされていることや、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関 する指針(令和5年11月29日策定)の趣旨を最大限に考慮するもの とする。
- 15 消費税の適格請求書等保存方式 (インボイス制度) に関する適切な対応 当機構は、競争入札において、適格請求書発行事業者でないことのみをも って、競争入札に参加させないこととするような資格を定めることは適当 ではないことに留意するものとする。

第3 新規中小企業者及び組合の活用に関する事項

1 新規中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる具体的な措置 当機構は、新規中小企業者及び組合の受注の機会の増大を図るため、基本 方針に即すとともに、次のとおり取り組む。

なお、公共工事の品質は、建設工事が、目的物が使用されて初めてその品質を確認できること、その品質が受注者の技術的能力等に負うところが大きいこと等の特性に鑑み、公共工事の品質確保の促進に関する法律の趣旨を踏まえ、工事等の経験、施工状況等の評価、技術者の経験その他技術的能力を考慮し、工事の品質の確保に留意するとともに、入札及び契約の透明性、競争の公正性の確保等に配慮し、受注者を選定することで確保されなければならない。

(1)過去の実績を過度に求めない運用 物件等における一般競争入札等において、契約の履行の確保に支障が ない限り、評価項目を設定するに際しては、過去の実績を過度に求めないように配慮するものとする。

(2) 競争参加資格の弾力的運用等

競争参加者の資格設定に関し、調達先に専門的な技術、資格を必要とせず、契約の履行の確保に支障がないと認められる場合には、新規中小企業者をはじめとする下位等級者の参加が可能となるよう弾力的な運用に努めるものとする。

少額の随意契約による場合には、契約の内容、地域特性等を踏まえ、契約履行の支障の有無に留意しつつ、新規中小企業者を見積先に含めるよう努め、見積先が固定化しないよう、小企業者を含む小規模事業者や国等との調達の実績が少ない新規中小企業者にも配慮するものとする。

また、オープンカウンター方式により物件等の契約の見積り合わせを実施する場合には、公示及び見積書の提出に際しては、電子調達システム、ホームページ等を通じて行うとともに、電子メール等を活用するなど電子的手段の利用に努めるものとする。

新規中小企業者が提供する新商品等について、公募により当該新商品等と同様の性質を有する商品等を供給できる者が他にいないことが明らかになった場合であって、引き続き、供給できる者が他にいないことが明らかなときは、公募の手続を省略することができることに留意するものとする。

(3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第 4号で都道府県知事が認定した商品(以下「いわゆるトライアル発注認定 商品」という。)等の受注機会の増大

いわゆるトライアル発注認定商品等のうち、新規中小企業者が取り組むものについて、少額の契約であって、随意契約による場合は、新規中小企業者から相見積もりを取るなど受注機会の増大に努めるものとする。

(4) 新規中小企業者からの相談体制

本社及び各地方機関契約担当課を「官公需相談窓口」の担当とし、新規中小企業者からの相談に対して、適切に対応する。

2 組合の受注の機会の増大のために講ずる具体的な措置

官公需適格組合をはじめとする事業協同組合等の受注機会の増大を図るため、基本方針に即して取り組む。

第4 第1から第3に掲げるもののほか、中小企業者の受注の機会の増大に関し必要な事項

1 本方針の適用範囲

本方針は、当機構本社及び全ての地方機関(以下「各発注機関」という。) に適用する。

2 中小企業者の受注の機会の増大のための推進体制

中小企業者の受注の機会の増大のため、別紙のとおり推進体制を整備し、 第1の目標達成に向けて、調達の現状を分析し、実績の向上を図るために有 益な情報提供を行うほか、必要に応じて、各発注機関に対し改善策を指示す る。

3 制度運用に係る作業環境の整備

新規中小企業者の調達実績の把握やみなし大企業の確認など、制度運用 状況を適切に把握し、効率的な確認作業等が可能となる作業環境の整備を 図る。

<別紙>

○ 中小企業者の受注の機会の増大のための推進体制

調達の現状把握、実績の向上を図るために有益な情報共有、各発注機関に対 して、指導・助言等の実施。

> 経理資金部長 建設企画部長 経営自立推進·財務部長



各発注機関